

(様式第1号)

令和2年度 第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	令和2年5月12日(火) 13:00~18:00
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	委員長 寺見 陽子 副委員長 鎮 朋子 委員 鈴木 友典 委員 野村 智子 委員 矢尾 芳 委員 綿貫 敦子 事務局 こども・健康部長 岸田 太 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 榊井 大輔 こども・健康部子育て推進課主査 内野 裕太 こども・健康部子育て推進課主事 藤田 翔子 こども・健康部子育て推進課主事 片岡 睦美
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	部分公開 会議冒頭に諮り、出席者6人中6人全員の賛成により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] 審議の内容に個人情報及び法人情報等が含まれるため協議事項(2)について非公開とする。
傍聴者数	4人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

【協議事項】

- (1) 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
- (2) 芦屋市立伊勢幼稚園敷地における認定こども園設置運営事業者の選定について

ア 第1次審査(書類審査)

- (ア) 応募書類に関する情報共有
- (イ) 書面審査の採点に関する委員間協議
- (ウ) 採点

- (エ) 採点結果の集計，結果発表
(3) その他

<閉会>
閉会の挨拶

2 提出資料

資料3-1 (修正) 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所移管事業者募集に係る条件の概要 (修正案)

参考資料E 合同保育に関するスケジュールの例

参考資料F-1 矢尾委員，綿貫委員提出資料(1) (修正前)

参考資料F-2 矢尾委員，綿貫委員提出資料(1) (修正後)

参考資料G 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について (条件の概要 (案) 等についてのご意見・疑問点)

3 審議経過

<開会>
(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

【委員・事務局自己紹介】

(事務局伊藤) 本来は3月18日及び4月12日に選定委員会を開催する予定でしたが，新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となり，本日の開催となりました。両日に予定しておりました内容につきましては，本日の会議の中で実施していく予定ですので，効率的な運営にご協力くださいますよう，よろしく願いいたします。

本日は前半に「芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について」，後半に「芦屋市立伊勢幼稚園敷地における認定こども園設置運営事業者の選定について」ご審議をいただきます。長時間にわたりますが，どうぞよろしく願いいたします。

打出・大東保育所の移管先事業者の募集についてですが，前回の審議を簡単に振り返らせていただきますと，資料の説明が中心ではございましたが，その中では，募集要項案に係る項目についての確認があったほか，合同・引継ぎ保育や，保育士の配置条件などは，保護者や子どもへの影響に配慮しつつ，実際の運営を想定した検討が必要ではないか，保育内容については，流動的な状況がある中，固定しすぎると，保育の質を低下させる可能性がある。また，民間移管に関わる子ども・保護者の劇的な環境変化への配慮が必要といったご意見などがありました。

本日は，前回の審議でのご意見を踏まえつつ，ご提出させていただいております「資料3-1」から「資料7」につきまして，「資料3-3」や「保護者追加資料」を中心にご協議いただき，委員会としてのご意見をいただきたいと考えております。

なお、選定委員会から頂きましたご意見等につきましては、できる限り尊重させていただきますが、最終の結論は、市長の責任において判断し、6月から
の公募に取り組んでいきたいと思いをします。

(2) 会議運営上の説明

(事務局片岡) 事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルスへの対応のため、会議開催中は、マスクの着用をお願いすること、常時部屋の換気を行うこと、座席の間隔は1m程度開けさせていただいていること、傍聴者は20名程度までとさせていただくこと、としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、芦屋市情報公開条例第19条により、附属機関の会議につきましては、公開が原則となっております。この会議における発言の内容や委員名も公開が原則となり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思いをしますので、ご了承の程よろしくをお願いいたします。

但し、本日の議題のうち、「芦屋市立伊勢幼稚園敷地における認定こども園設置運営事業者の選定について」につきましては、同条例第19条ただし書きに基づき、個人情報及び法人情報といった非公開情報が含まれているため、出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定いただければ、非公開としたいと思いをします。

続いて本日は委員6名の内、6名が出席ということで、この委員会は成立していることを報告させていただきます。

まず、会議の公開及び非公開の件について、承認いただきたいと思いをしますが、委員長いかがでしょうか。

(委員長) 委員の皆さま、ただいま事務局から説明がありました委員会の公開の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(委員長) 事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【事務局より資料確認】

<議題>

【協議事項】

(1) 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について

(事務局柘井) 前回2月に選定委員会があり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月18日及び4月12日の選定委員会が中止となったことに伴い、6月公募に向けて、事務局としてどのような対応が考えられるか委員長とも検討を行い、対応をさせていただくことといたしました。

まず、「資料3-1修正後」をご覧ください。こちらは2月の選定委員会でのご意見を踏まえ、修正しています。修正箇所は朱書きをしています。「参考資料E」につきましてはご覧いただければと思いをします。

次に、「参考資料F-1」ですが、こちらは矢尾委員、綿貫委員からご提出いただいた資料で、「参考資料F-2」は修正後の資料です。

最後に、委員の皆様にお力添えを頂きまして、募集条件等に対するご意見を事

前に集約させていただきました、「参考資料G」をご覧ください。協議におきましては、予めご意見や疑問点を一覧として整理させていただくことで、協議いただけるのではないかと考えたものです。なお、最終の結論は市長の責任において判断するという前提のもと、本日の協議でご意見を頂きますが、委員会としてさらなる協議が必要という場合は別途調整し、選定委員会を開催することを想定しております。

事務局からは以上です。

(委員長) 委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

【特になし】

(委員長) 特にないようでしたら、続いて矢尾委員、綿貫委員より、事前にご提出頂いた資料、「参考資料F-1」、「参考資料F-2」についてのご説明を頂き、その後協議を行いたいと思います。それでは、矢尾委員、綿貫委員、ご説明をよろしくをお願いします。

(矢尾委員) 「参考資料F-1」につきましては、前回の選定委員会で配布した資料です。「参考資料F-2」につきましては、前回からの修正案と打出保育所の建替えと引越しが延期になったことを踏まえて修正しています。

書書き部分について説明します。「参考資料F-2」につきまして、「応募資格」の「4-(2)」が社会福祉法人に限定することを決定いただいていますので、本日、協議は行いません。

「利用定員に関する事」については、認定こども園に移行しないでほしいという保護者からの意見です。現行では、募集条件に期間を設けていますので、この時世を見ていても、未来永劫認定こども園に移行しないということは難しいということはよく分かりますが、民間移管が発表になった後の保護者の動揺等を考えますと、期間が過ぎれば好きにしてもいいということは無責任に感じます。どうしても期間を外せないのであれば、三者協議会等で、芦屋市が間に入り、施設種別変更の条件の協議をしてほしいというものです。保護者からだけでなく、芦屋市からも事業者伝えてほしいです。

将来、認定こども園に移行するという計画があるのであれば、「①新入所児童募集の段階で、施設種別変更の計画があることを公表すること。」つまり、11月頃に新入所児の募集が始まると思いますが、その段階でいつ認定こども園になるのか保護者が分かっていること。「②施設種別変更の計画が持ち上がった時点で、在所児全世帯からの同意を得ること。」保護者全員とまでは言いませんが、全世帯からの同意を得ること。「③施設種別変更までには最低でも2年間の猶予を置くこと。」ぎりぎりに発表する等、来年度から認定こども園に移行するというのではなく、三者協議会の中でも縛りを設けるように保護者からも動きますが、芦屋市からも声掛けをしてほしいという内容です。

「職員の配置に関する事」について、認定こども園に移行することがどれだけ法律的な部分で変わるのかなど、正確に把握しているわけではありませんが、管轄が芦屋市ではなくなると認識しています。そうなると、何か問題があった時、改善してほしい時に芦屋市の管轄ではないので対応できないという状態になるのではないかと考えています。そのようなことがないように、管理・監督ができるような仕組みを保証してほしいという内容になります。

「職員の配置に関すること」の「14-(3)-イ」について、芦屋市の説明では、新卒の保育士がいきなり一人で担任を持つことは、通常はあり得ないという説明でしたが、芦屋市が監督するわけではありませんので、現場で新卒の先生がいきなり一人で担任のクラスを持つということが理論上ではあり得るため、追記しています。

「14-(5)-イ」について、こちらは言い換えですが、芦屋市との面談の際に資格保持者であれば、アレルギー食に関する知識があるため、提供の経験の有無を記載しなくても良いという説明を受けましたが、資格保持者が常に給食を作る、提供する時にいるという条件が期間限定になっています。もし、この条件を外すと、期間終了後に条件が消えると思っています。調理を行うのは調理師免許が無くてもできます。土曜日に子どもが少ないから、資格がない人がシフトに入ると、もしその日にアレルギー児がいて、知識のない方が調理を行うと問題です。マニュアルがあるとしても、知識の有無は保証になる部分ではないかと思っています。期間限定というのは問題があるのではないかと思い、朱書きしています。

「移管前の保育内容の継承等に関すること－移管年度（R4年度）における、市職員の施設への訪問等」について、「合同保育に参加した」という文言がないと、それ以前にいた人であれば誰でもよくなると解釈したので、追記しています。

「その他」について、今までできていたことが事業者の都合でできなくなるということを懸念して、「従来通り」という文言を追記しています。また、「三者協議を持って決定する」という文言も追加してほしいということで記載しています。

説明は以上です。

(委員長) 矢尾委員から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

【特になし】

(委員長) ここからは協議に入りたいと思います。協議については一旦午後3時までとして、必要な場合には30分間の延長ということで進めさせていただきますので、ご協力をお願いします。それでは、委員の皆様からご意見等をお願いいたします。

(事務局伊藤) 先ほど説明をしていただいた部分で、事務局より補足説明させていただきます。1点目は「利用定員に関すること」の「11-(1)」について、どうしても制限期間を設ける条件を外せないのであれば、三者協議会において「施設種別の変更に係る条件」の協議をするように事業者を求めること、について、認定こども園への移行に関しましては、三者協議会がずっと存在するものでもありませんので、今の募集要項の期間で言うと、令和7年度までについては、基本的には施設種別の変更をしないため、三者協議会での議論にはなりにくいのではないかと思います。三者協議会は令和5年度までを考えていますので、令和8年度以降に認定こども園に移行するのであれば他の事業者と同じような対応になると思います。

2点目、「職員の配置に関すること」の「14 以降」の理由欄について、責任の主体が兵庫県になるという部分ですが、監査と認可における責任の主体をおっしゃられているのだと思います。その部分はその通りです。認定こども園に

関しての認可と監査の権限は兵庫県にあり、芦屋市にはありません。ただし、認定こども園に限らず、保育所も同様ですので、芦屋市が現状で何も保育の質の向上に関与していないということはありません。その理由として、1つ目は、月1回施設長に集まっていただき、情報共有の場を提供しています。2つ目は、芦屋市の保育士と幼稚園教諭がペアになり、新設園は毎月、それ以外の施設は年2～3回は訪問し、保育の状況を見ることや意見交換をしています。今年度からは、保育の質について各施設で評価していただくことを試験的に行う取り組みを行っています。監査権限は市にありませんが、市として保育内容に関わっていきたいと思います。

3点目、「職員の配置に関する事」の「14-(5)-イ」について、調理師免許を持っているイコールアレルギー食の知識があるということですが、調理師免許は調理をする資格ですので、その範囲においてアレルギー食に関しても知識はあると思います。しかし、アレルギー対応につきましては、決められた手順を守るかどうかですので、調理師免許の有無は保育所では求められていません。

最後に「その他」について、三者協議会を持って決定するということにつきましては、令和5年度までという期間では協議の場となりますが、令和6年度以降は三者協議会を予定していません。

(綿貫委員) 三者協議会が令和5年度までということは、確かにおっしゃるとおりで、それ以降に三者協議会では対応できないことは分かりました。その代わりに、重要事項説明書等に施設種別変更について記載することはできますか。

(事務局伊藤) 市内の保育施設で施設種別変更について記載をしているところは見たことがありません。他市でも見たことがありませんので、それを記載することを公募条件とするのはどうかということもあります。個別具体的な内容になってくるのではないかと思います。

(委員長) ご心配されていることはよく分かります。しかし、もし認定こども園へ移行するにしても設置基準がありますので、ご心配されている内容は運営事業者がクリアしないとイケない内容になるのではないかと思います。公募条件に全体的な視点の問題と細かい視点のものを入れることにアンバランスな差を感じます。

アレルギー対応についても命に関わることでよく分かりますが、現場の先生はかなり神経を尖らせて保育をされていると思います。アレルギー対応に関しては、マニュアルを作成しなければいけません。対応の問題だと思います。情報共有をどこまで徹底しているのか、調理師の問題よりも、保育士間の情報共有の問題の方が大きいと思いますので、公募条件に入れるのはどうかと個人的には思います。

その他の面でも、認定こども園に移行することのメリットとデメリットはあります。今ここに記載されていることと言えば、認定こども園の設置条件で考えると、かなりの部分をカバーできると思います。施設種別の変更に係る全世帯からの同意についても、公募条件の中に入れるのかどうか、微細なことに触れてしまうと、かえって信頼関係が取れなくなるのではないかと危惧感があります。

質問ですが、なぜ認定こども園に移行することが不安ですか。子どもの保育等を考えた時に、認定こども園に移行することのメリットもあるのではないかと思います。

(綿貫委員) 認定こども園へ移行することのメリットやデメリットではなく、私を感じて

いることは、今回の移管の発表が2017年の2月に唐突に行われ、当初2019年4月に打出保育所は移管予定でした。保護者の中では動揺もあり、憤りもあり、議員さんや保護者の動きもあり、移管が2022年4月になりました。芦屋市の説明では、民間移管をしても打出保育所の保育は何も変わらないとのことでした。保護者の意見も聞くという説明がありましたが、何もありませんでした。

実際に運営母体が変わることで子どもへ大きな影響があること、丁寧に移行しなければ、子どもにとって悪影響を及ぼすことが芦屋市内でも起こっていることを知り、自分なりに研修等に参加して調べ、募集要項に保護者の意見を反映できるのではないかとということを知り、動き出しました。しかし、芦屋市から意見を聞かれることはありませんでしたので、打出保育所の保護者の意見をまとめて、市に意見を聞いていただけないかということで、2019年から話し合いが始まりました。

(委員長) 市との協議が大変だったということですか。

(綿貫委員) 入所までに移行することなどが分かっている、事前に保護者が納得できる情報を提供して、意見をまとめるのであればいいと思いますが、保護者としては唐突に発表されると、とても不安です。

移管したらどのようなことが起こるのか、何も問題なく移管されることもあるかとは思いますが、問題のある移管もあり、保護者として何ができるのかと考えたところ、募集要項の中で施設長や保育士の経験年数を現在の公立保育所に合わせるかと思いき、厳しいと言われていますが、実際に民間移管に携わった先生にも話を聞いて考えてきた結果です。

(委員長) 認定こども園への移行そのものよりも、移行期間の在りようが気になるということでしょうか。

(綿貫委員) はい。認定こども園が良いとか悪いとかではありません。

(委員長) 保護者の気持ちも重要だと思います。保護者の方々は今ここで子どもを育てており、今の現実がありますから、そのことに重きを置き、将来的に芦屋市の幼児教育・保育がどのような方向に向かうのか、民間移管に関しては、皆さん不安に思っていると思います。

施設種別変更まで2年間の猶予を置くことや、次に入所される時には、認定こども園の移行について保護者がすでに理解しているのであれば、納得するのではないかとということでしょうか。

(矢尾委員) 認定こども園の良し悪しは分かりませんが、何がどのように具体的に変わるのか、子どもへの影響を心配しています。実際に自分がその園に通わせていることを想像すると、また変わるのかということが一番の不安になります。事前に分かっていたら想像できますし、保護者が納得して認定こども園に移行することが一番だと思います。打出保育所の民間移管の発表があった時は、「移管します。何も変わりません。」ということしか分からず、とても不信感を抱きました。

他市の事例で、民間移管はするが、認定こども園にはしないでくださいという保護者からの要望がある状態で移管を受けた事業者が、民間移管をした翌年には認定こども園に移行してしまったという事例を見ました。民間になった翌年に認定こども園になったという事例を見た分、そのような事業者もいることを知り、余計不安になりました。

(委員 長) 事務局へ質問します。例えば、民間移管を行い、認定こども園に移行しないでほしいという約束を最初にしていなければ、移管後、事業者の判断で認定こども園に移行するという事は可能でしょうか。

(事務局伊藤) 極端な話をしますと、市からの補助はいらない。自分の費用で行うということであれば、基本的には認可は取れます。ただ、認可権限は市にはありませんが、市の待機児童の状況等、認定こども園化する必要性についての意見書を市が兵庫県に出す必要があります。その点では、事業者が今回は令和7年度までは変更できないという公募条件にしていますので、変更したいという話が出た時には、需給バランス等を見て、認定こども園化する必要があるのかどうか判断し、市として意見を付すということは可能です。ただ、それも市の補助はいらないと押し切られると、手続きは進まざるを得ませんが、通常は考えられません。

(委員 長) 民間移管してからでも、芦屋市として待機児童の問題や諸般の状況によって、事業者に対して意見を言うことができるということでしょうか。

(事務局伊藤) はい。

(委員 長) ただ、強制的に芦屋市が権限を行使することはできないということでしょうか。

(事務局伊藤) そうです。

(副委員長) 説明をしていただき、とてもよく分かりました。認定こども園に移行することの何が嫌なのか腑に落ちなかったのですが、話を聞いて、その過程と市が手を放したら自由にできるのではないかという不安がよく分かりました。今の保育の情勢を見ていく中で、ゆくゆくは認定こども園に移行するのは仕方がないと思います。ただ、そこに至るまでの手続きは調整できるのではないかと思います。移管をすると決めた以上、芦屋市なりの対応を考えるとということではしていく必要があるのではないかと感じました。どこで落ち着かせるのかということはあると思いますが、考えるべきではないかと思いました。

(委員 長) 保護者の方がおっしゃっていることは筋も通っていると思います。ただ、様々な条件を付けると、保育士も経験者が多く集まり、逆に人間関係が難しくなることもあります。あまり条件の縛りを入れずに、多世代型である必要があると思います。同じ年代が集まり、経験者、専門家が集まれば上手くいくかと言われるとどうなのかと思います。そのようなことも含め、考える必要があるのではないかと思います。

また、新たな制度である認定こども園のイメージが共通理解されておらず、認定こども園文化が定着していない状況が現実にあります。保護者の方が大変な思いをしたのもその部分ではないかと思います。いずれにしましても、何もなくして移行は難しいことは十分理解しています。今の保護者のご意見を聞くと、急に変えるのではなく、移行期間を確保してほしいと思います。

保護者の方の気持ちは最初の頃から変わっていますか。

(綿貫委員) 移管も一つの時代だと思います。受け入れるしかないという気持ちがありましたので、2年近く民間移管に向けた活動をしています。ずっとしんどい思いのままです。

(矢尾委員) 最初、芦屋市と面談した時には「意見を聞きます、できるだけことはします。」とスタートしましたが、聞くばかりで何も進まないまま公募の時期が近づいて来たので、焦りがありました。そこで不信感が沸いてしまったということ

はあります。募集要項の仮案が出た時に、こちらの考えている物と違った上に、移管の年の子どもに影響がないように人件費等を出して、手厚くしてほしいという意見も通らなかったのも、芦屋市は子どものことをあまり考えていないと思ってしまいました。最初は私立の何がいけないのかという考えでしたが、他市の事例を見て、あまり楽観視できない状況だということが分かり、不安になりました。

(事務局伊藤) 子どもに可能な限り資源を投入して、幸せになってもらう基盤を作りたいということについて、しっかりとした説明ができておらず、申し訳ございませんでした。しかし、芦屋市には高齢者もおられますし、その他様々な事業もごございますので、どうしても投入できる資源は限られます。ただし、保育施設を必要とする待機児童が毎年いる状況ではありますので、何らかの手立てをしないと子どもの幸せの基盤作りができない状況であることも認識しています。その中で、打出保育所・大東保育所の民間移管も含めた「市立幼稚園・保育所のあり方」という全体像を組立て、限りある財源の中でいかに施設を増やししながら、保育の質を高めていくか、私立園と協同するかということを重視しています。公立で保育所を運営すると、国や県からの補助がありませんので、費用がどうしても掛かってしまいます。極力影響を少なくし、民間になっても保育の質を落とすことなく、協同して高めることで、芦屋市の子どもたちの幸せの基盤を作ることが趣旨です。

(委員 長) 芦屋市が認定こども園への方向性を打ち出したのは、財政上の問題があり、公立を維持することが難しいと記憶していたのですが、いかがでしょうか。

(事務局岸田) 今後、継続的に芦屋市の就学前の教育・保育を安定して提供していく手法の一つです。幼稚園が定員に対して入園者が減ってきている現状と、一方で保育所では待機児童がいるという状況を考えた時に認定こども園化をするという手法もあります。

もう一つは可能な限り民間の活力を導入しながら、主たる施設という位置付けで、公立でも認定こども園を運営し、幼稚園、保育所、認定こども園で、芦屋市の全体の子どもたちを見守る形を作る必要があるのではないかとということで、「市立幼稚園・保育所のあり方」の全体計画ができました。

(綿貫委員) 芦屋市が財政難だから大東保育所と打出保育所を民間移管することも分かっていますし、待機児童の解消が必要なことも分かっています。時代の流れで認定こども園に移行することが必要なことも分かっています。難しいことは分かりませんが、必要なことは分かっていますので、子どもや保護者が不安を持たないように変わってほしい、そうするためには何か募集要項に入れられないかということです。

(委員 長) これでかなり問題が解決したように私は思います。これからの進行の仕方、認定こども園に移行する方法の在り方を慎重に進めていただかなければいけないことも十分理解しました。安定的で不安のない形にするために条件を出していることも十分理解しました。しかし、縛りを入れすぎると別の問題が起きるのではないかと懸念します。そのため、条件はあまり厳しくしない方がいいのではないかと思います。

今日は保護者の方のお気持ちを聞くことができ非常に良かったです。書類を見ていると、行間にあるものが分からない場合があります。しかし、行政上の仕事ですので、情緒的にできないこともご理解していただきたいです。

(鈴木委員) 応募する立場になると、要件を満たしていないと応募できません。条件を付ければ付けるほど、応募できる事業者は減ります。保育園や認定こども園は様々なタイプがあり、書類やプレゼンテーションだけで判断できるのかという問題はあるにせよ、選択肢は多い方がいいのではないかと考えています。これを満たしていないと参加できないという要件は出来るだけ減らした方が参加できる事業者は増えると思います。その代わり、提案するテーマはたくさんあればいいと思います。事業者はそのテーマに沿って返してきます。特にプレゼンテーションに出席する人は会って質問もできますので、施設長予定者に来てくださいと指定しておけば、だいたい対応できるのではないかと考えています。

保育士の経験年数についても、新人の方と10年目の方とでは、10年目の方がいいかとは思いますが、例えば5年目の方と10年目、15年目の方とを比べると、5年目の方のほうができる場合もあると思います。そのため、経験年数については必要最低限にして選定する方がいいのではないかと考えています。

(野村委員) 今回、芦屋市が出している要件も厳しい要件だと感じています。若い先生は今の教育を学校等で受けています。今の教育を吸収されていますので、新たな風を入れていただける先生も多くいらっしゃると思います。経験年数も大切ですが、一概に経験年数だけを見るのもどうかと思います。この要件は現状のままでもいいのではないかと考えています。

また、三者協議会の期間ですが、ある程度事業者がされることを一步引いてみることも大切ですが、保護者として何が不安なのかと言いますと、保護者と事業者とが縦の関係になると、子どもを預かっていただいている、多くのことを言えるのかという問題があるのではないかと考えています。それを芦屋市に入ってもらっていただき、三角の関係で話し合える三者協議会はすごくいいと考えていますので、ある程度続けていただけることは不可能でしょうか。そこが可能であれば、保護者の方も頼れる切り口があるということで安心なのではないかと考えています。認定こども園への移行することだけでなく、芦屋市に申入れできる切り口を残していただければいいのではないかと考えています。そうすると、心情的なところはかなり解決するのではないかと考えています。

芦屋市から出していただいた修正案で、多くの事業者から応募いただき、門戸を広げてよかったと保護者の方も感じてくれるのではないかと考えています。

(委員長) 芦屋市は認定こども園の協議会はあるのでしょうか。もしくは幼稚園、保育所、認定こども園と一緒に協議する団体はありますか。

(事務局伊藤) 月1回施設長に集まってお話しいただき、情報共有をする場はありますが、保育内容等について考える場はありません。

(委員長) 芦屋市全体の幼児教育を保護者と共に考える会を作るといいのではないかと考えています。芦屋市はそんなに大きな市ではないので、作りやすいと思います。積極的な取り組みを示すことも一つではないかと考えています。最初から計画的にすることは難しいとは思いますが、課題解決のためだけに三者協議会があるのではなく、今後の芦屋市のことを考えることも含めたことを想定した流れを作ることでもいいのではないかと考えています。認定こども園も増えていきますし、私立幼稚園や私立保育園も不安に思っていると思います。そこを芦屋市が支えていくような提言をされることも一つだと思います。

(副委員長) 基本的には厳しい条件を付けることは逆に選定しづらくなると思います。応募されて、選定するという手段を踏まえることが妥当ではないかと考えています。

今日お話しいただいた内容を踏まえて、話し合いの場をきちんと作るということはしていただきたいと思います。そうでないと、消化不良のまま進みますし、打出保育所、大東保育所の話だけで終わらないと思います。そこはしっかりとさせていただいて、次に進みたいと思います。

(綿貫委員) 委員の皆様がおっしゃることはよく分かりますが、保育士の条件で担任保育士が募集要項の案では、「クラスを担当する保育士の1/2以上は、次のいずれの条件も満たす者を配置すること」と記載がありますが、これに対して、私たちからは半数が新卒の先生になる可能性があるのですが、半数であればいいですが、半数以上が新卒ということはどうなのかと思います。1クラスに新卒の先生しかいないということは打出保育所では見たことがなく、必ずベテランの先生と新卒の先生が組んでいます。1/2以上ではなく、1クラスに1名以上としていただいたところで、先生の平均年齢は高くないと思います。大東保育所で考えると、1～5歳児で担任保育士が6人になります。1/2以上という条件だと、3人が新卒の先生になった時、移管の引継ぎを行う、子どもとの信頼関係を構築する、新卒の先生に仕事を教えることを同時に行えるのかと考えた時に、子どもの心に沿った保育が行われるのか疑問です。移管ですので1/2以上というのはどうなのかと思います。

(事務局伊藤) 理論上で言うと1/2ですので、4、5歳児等一人担任に新卒者を充てれば、新卒者が初めての担任を持つことは可能ですが、通常は考えにくい配置の仕方になると思います。そのような記載にするという案もありましたが、非常に条件が難しくなりますので、理論上は起こり得ますが、1クラス1名以上に変えることは、厳しすぎる条件ではないかと考えています。

(綿貫委員) 厳しい条件になるのであれば、新卒の先生になる可能性が高いということではありませんか。1クラスに1名以上となると、厳しすぎるのであれば、1/2以上とした時に新卒の先生が入る可能性が高いということですね。

(事務局伊藤) 高いということはないと思います。4、5歳児のところに新卒者をいきなり充てることは一般的ではありません。

(綿貫委員) 一般的ではないが、あり得るのであれば、条件として入れてほしいと思います。

(事務局伊藤) お考えはお聞きしました。

(鈴木委員) 条件を付け、実際に運営を始めた時に配置できなかった場合はどうなりますか。

(事務局伊藤) 状況変化はあり得ますので、施設長予定者等の場合には、一定代わりの方を提示していただき、やむを得ない判断をしていくことになるかと思います。

(鈴木委員) 条件は意気込みということですね。「資料3-1」「14-(3)-イ」に「1歳児クラス又は2歳児クラスを担当する保育士は、1歳児又は2歳児クラスの担当者として保育に携わった経験が1年以上あること、3歳児クラスから5歳児クラスまでを担当する保育士は、3歳児から5歳児までのクラスの担当者として保育に携わった経験が1年以上あること。」と「認可を受けた教育・保育施設における保育実務経験が通算で概ね5年以上の常勤保育士であること。」の2つの条件がありますが、厳しいのは5年の方ですか。

(事務局伊藤) 5年の方が厳しいです。大東保育所もこの5年については、満たし切れていません。大東保育所に限りませんが、昨年度の実績では満たしていません。この2点を兼ね備えると余計に厳しくなります。

- (鈴木委員) 5年を仮に外して、各クラス1年以上の経験者1名となると、保護者の方は足りないと感じますか。両方が必要ですか。感覚的に保育所の先生で5年以上働いている人が半分以上いるのかと言われると、どうなのかと思います。上だと1年なので、2年目の方になる可能性はありますが、5年のところを3年にするなど、どの部分が大切ですか。
- (矢尾委員) 理想を言えばきりがいいことはよく分かっています。人的環境のレベルを下げるのであれば、他の自治体では市から職員を派遣して教育しているところもあります。そのようなサポートを確約していただけるのであれば、要件を下げて、広く募集し、面接で見えていくことも考えられると思います。
- (委員長) 事務局としては、可能ですか。
- (事務局伊藤) 既に、芦屋市では保育士を確保しやすくするために最大7年間にわたり、最大160万円を新規採用者に限り保育士に支給しています。家賃補助ということで最大8万2千円の補助もしています。家賃補助につきましては、他市でもされているところはあると思いますが、最大7年間市から園を通じて支給するという取組みはほとんど実施されていません。私立園からは採用に関しては一定の効果があると聞いています。
- 公立保育士のサポートについてですが、本来は事業者として、保育の内容や人間関係に責任を持って運営していただきますので、システムとして持つことはどうかということはあると思いますが、サポートや意見を求めたい、ということであれば、すでに障がいを持つお子様に関して、芦屋市が音頭を取り、市として研修等を行っています。その他、巡回の中でご意見も伺っていますので、自主的にサポートしてほしいというご意見があれば、実施することは可能ではないかと思えます。
- (委員長) 質問ですが、新卒者に対して教育をしてほしいということでしょうか。それとも公立保育士の指導がほしいということでしょうか。
- (矢尾委員) 1年目からできる人はできるということは理解しています。ただし、保護者とのやり取りも保育の一部だと思っています。保護者としては、新卒者の一人担任を全面的に信用することはできません。
- (委員長) その気持ちはよく分かります。その場合公立の保育士に指導に入ってほしいとおっしゃっていましたが、公立の保育士でないといけませんか。そのことをサポートする誰かがいればいいですか。
- (矢尾委員) 民間移管をして保育が動き出してから、これではいけないとなっても困りますので、要件を厳しくしてほしいと思っています。
- (委員長) そのお気持ちもよく分かります。要するに、条件を緩和して新卒者が入り、保育ができなかった場合には、公立から指導してほしいということですが、公立でないといけませんか。保育のプロや保育アドバイザーではいけませんか。
- (矢尾委員) そのような仕事をされている方がいらっしゃるのですか。
- (委員長) そのような制度を作っている市町村もあります。
- (矢尾委員) 公立の保育のレベルをどこで判断しているのかと言うと、打出保育所の保育士を見て判断しています。今、芦屋市に無い保育システムと言われても想像しづらいです。保育のプロについても分かりません。新しい事業者が新人研修をしっかりと行うと言われても、その研修で育った新人を見ていませんので、判断しづらいです。公立の保育士のサポート体制が確保できるのであれば、少し条件を緩和できるかと思っています。

- (委員 長) 公立の保育士でなくても、新人研修を芦屋市がするというシステムを作ることも可能かと思えます。公立の保育士でないといけませんか。保育アドバイザーを芦屋市が確保し、派遣され指導するシステムでもいいということですか。他市ではそのような制度があるところもあります。派遣名簿を作成し、誰に指導してほしいか現場が手を挙げ、その先生が派遣され、指導するという制度です。
- (矢尾委員) 理論上はその制度があればいいと思えます。そのリストに記載のある先生はどのような方々ですか。
- (委員 長) 基本的には大学の先生が多いです。経験者やOB等、現場を知って大学の先生になっている方などです。そのようなことも幅広く考えなければいけないと思えます。それぞれの法人で運営できるようなシステムの中で動けるようにしないといけません。逆に言うと、芦屋市全体の保育を考えることになります。芦屋市が保育アドバイザーシステムを作り、必要に応じて派遣すれば、新設園だけでなく、既存園にも派遣が可能になります。
- (綿貫委員) 「参考資料G」にも提示していますが、移管によって子どもに大きな環境変化を受けてほしくありません。移管後1年間は公立の保育をしてほしいと記載しています。実際に移管を受けたことがある園長先生も1年間は公立の保育を引継ぐことを念頭に置いていたと言っていました。引継ぐ過程で、これをした方がいいのではないかと思うことがあっても、子どもが混乱してしまうので、1年間は公立の保育を引継ぐことを大事にしていたとおっしゃっていました。私はそれをととても希望しています。私立のやり方があることも十分理解していますが、まずは子どもに大きな環境変化が無いようにしていただきたいです。公立の先生と私立の先生と一緒に仕事をした時に上下関係ではなく、子どものことを考えて保育をしていただきたいです。そのため、サポートに入るのは公立の先生がいいです。
- (委員 長) 移行期間後も公立の先生の指導が必要ですか。
- (矢尾委員) 要件を下げるのであれば、芦屋市の人的サポートがあればより安心ということです。移行期間が過ぎてもサポートがあれば安心です。
- (委員 長) 今ここで公募条件を決定した方がいいですか。
- (事務局伊藤) ご提案させていただいた募集条件に対して、選定委員会としてご意見をいただき、それを持って芦屋市が決定させていただくという流れにしたいと思えます。
- (委員 長) 最後の保育士の条件に関しましては、緩和した方がいい、緩和するのであれば、条件をつけてほしい、できたら公立から指導をしてほしいという意見ができました。1年間は公立と合同して保育をしないと、文化の伝承はできません。しかし、条件を緩和しないと、公募する事業者が少なくなるのではないかと思います。また、応募される方が限定されることも予想されます。
- (矢尾委員) 要件を下げて、プレゼンテーションの資料を見るということを鈴木委員がおっしゃっていましたが、伊勢の公募の時と同じものを民間移管で提出を求める予定ですか。
- (事務局柘井) はい。
- (矢尾委員) そうであれば、プレゼンテーションの資料としては弱いと思っています。今の段階では要件を下げてもいいとは思いますが、要件を下げることを考えるのであれば、プレゼンテーションの資料で「保護者の求めている条件について、

どのように考えていますか。」ということを確認できるような資料の添付を求めてほしいです。

- (事務局伊藤) 条件をより高めるといふご要望だと認識しています。公立職員を派遣する等、人材を派遣するということを示唆することは難しいです。プレゼンテーションに関しましては、例えば、今回新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、選定委員会の延期が続きました。そのため、伊勢幼稚園敷地における認定こども園設置運営事業者募集に関して、第1次審査の前にご意見をいただき、事業者の確認をするようなことをしました。民間移管に関しましても、第2次審査のプレゼンテーションの際に確認したいことを事前にご意見いただき、事業者に市が質問し、その中からポイント的にヒアリングをすることもできるのではないかと考えていたところです。新たな資料を追加するより、事前にプレゼンテーションの際に確認することを事業者へ質問したいと考えていますが、いかがでしょうか。
- (矢尾委員) 要件は今も低いと思っておりますが、「資料F-2」のように足していただきたい部分もありますので、確認したいことを取りまとめていただければ、安心です。
- (綿貫委員) 質問ですが、「資料3-3」で両論併記しています。そこに関して、保育士の配置条件は概ねご意見をいただきましたが、他の内容に関しましては、結論が出ていない状態です。結論は無しにして、芦屋市の募集要項案でいきますか。両論併記の話し合いは必要ではありませんか。
- (委員長) それぞれの資料について、何に対して意見を言うかという焦点化ができていませんでした。募集要項の内容について論議をするということが今までの進行状況でしたが、その他に「参考資料G」にさまざまなご意見が出ています。全て論議されたわけではありませんので、「参考資料G」につきまして、何かご意見はありませんか。
- (綿貫委員) 合同引継ぎ保育の先生の訪問日数についてはいかがでしょうか。
- (委員長) 個人的にはある程度落ち着いたら減らしていった方がいいのではないかと思います。息が詰まるのではないかと思います。特に合同保育が終わってからは、日数を減らした方がいいのではないかと思います。
- (鈴木委員) 合同保育の1年間というのは、令和3年4月から令和4年3月までの話をされていますか。不安に思った時等に質問できる状況ではあってほしいと思いますが、自分の責任で保育をしようと思った時に、気を遣うと思います。引継ぎをする側もある程度すると手持ち無沙汰になります。事前準備は大事ですが、移管してからはそこまで日数は必要ないかと思います。
- (矢尾委員) 合同保育に限って言いますと、芦屋市の案では合同保育が実際に行われるのは令和4年3月の1か月のみです。
- (委員長) その前から新しい先生が訪問されますね。
- (矢尾委員) 令和4年1月から3月が実質の合同保育期間だと認識しています。
- (事務局伊藤) 芦屋市の案では令和3年4月から令和4年3月までが合同保育期間になります。
- (矢尾委員) 私立の担当保育士が毎日保育を行うのは令和4年3月の1か月ですね。
- (事務局伊藤) そうです。
- (矢尾委員) その前は週1回程度から頻度を上げますよね。
- (事務局伊藤) はい。ただし、施設長予定者と主任保育士は令和3年4月から合同保育を行

います。

(矢尾委員) 月5回程度の訪問ですね。

(事務局伊藤) 必要に応じて訪問します。

(矢尾委員) 1日いるわけではありません。

(事務局伊藤) 必要に応じて訪問することになると思います。

(矢尾委員) 合同保育の期間中に打出保育所が行っていることを実際に見る担当保育士はほとんどいません。これが引継ぎ保育期間に公立保育士を多く長く残してほしい理由です。

(委員長) それは十分理解しています。先ほど、鈴木委員がおっしゃったことは、9月まで引継ぎ保育が続きます。そこまではほぼ毎日公立の先生が来ることになりそうですね。

(綿貫委員) 令和4年4月は週5日、5月から7月は週4日、8月から10月は週3日担任だった先生に来ていただきたいです。

(委員長) 鈴木委員がおっしゃっていたことは、ある程度動き出したら、べったりいるとやりにくいのではないかという意見でしたが、いかがでしょうか。

(矢尾委員) 民間移管をした公立の先生、私立の先生にご意見を聞きました。合同保育期間で行事の流れや日々の保育について、どのようにサポートを行うのか、公立のやり方を全部見るわけではありません。そのため、べったりではなく、必要なサポートが取れる距離感になるべく長くあってほしいです。芦屋市の案だと、令和4年3月の1か月しか私立から先生が来られません。その1か月の間に子どもも保護者もその先生を信頼しないといけないということは厳しいです。

(委員長) おっしゃられていることはよくわかりますが、その前から主任保育士と施設長予定者が1年間流れを見ています。保育は主任保育士をリーダーにして、集団で話し合いながら行います。民間移管に限らず4月になると、新しい環境に慣れないといけません。子どもは5月終わりまでに新しい先生との愛着関係ができます。相手が変わる方が子どもにとっては混乱します。この人が新しい先生だと密着した方が関係を築くことができます。

(事務局伊藤) 「参考資料C」の芦屋市の案は最低条件を記載しています。民間移管後につきまして、極論を言いますと、4月以降は公立の職員が訪問しないことが理想だと思いますが、急には難しい面もありますので、徐々に頻度を減らすことと、事業者が自立して運営するためにこのように提案させていただいています。

(委員長) これは見直しをもう一度するというのでしょうか。

(事務局伊藤) 事務局としては、今の募集要項の形でいいのではないかというご意見と、もっと保護者案に引き上げていくというご意見と引き受ける事業者の実態を踏まえた募集要件が必要ではないかというご意見を議論していただいているのではないかと認識しています。ご意見をいただき、それを踏まえて最終的に市で検討し、決定させていただきます。

(委員長) この会議がもう一度開かれることはありませんか。

(事務局伊藤) もし開催するのであれば、開催の目的や新たな視点の議論が必要になると思います。

(委員長) 「参考資料G」を丁寧に見たわけではありませんが、概ね意見が出たのではないかと思います。条件を整えて頂ければ少し条件の緩和の方向性もあるのではないかというご意見もありました。

選定方法等も議論した方がよろしいですか。

- (事務局伊藤) はい。全体的なところで「資料4」以降につきましても、もしご意見がありましたらお願いいたします。
- (委員長) 基準にこのようなことを入れていただきたいということがありましたら、ご意見をお願いいたします。また、「資料3-1」につきましても、この中でもう一度見直してほしいということがありましたら、ご意見を出していただきたいと思います。
- (綿貫委員) 「資料3-3」「6 保育所名・クラス名・所歌」,「参考資料G」の10頁に保育所名・クラス名・所歌を残していただきたい旨を記載しておりまして、この内容につきましても、募集要項に入れていただきたいと思います。
- (事務局伊藤) 芦屋市としましては、地域に根差した名前がありますので、保育所名、クラス名は子どもが馴染んでいることは理解しています。しかし、引継ぐ事業者自身を表す名称もありますので、芦屋市から意見を出すことは適切ではないと考えています。クラス名、所歌に関しましても同様だと考えています。事業者自身を表現するものとして、これから長く運営していただきますので、お任せしたいと考え、要件として設定していません。
- (綿貫委員) 保護者アンケートでも意見が出ていましたし、打出・大東の名称は地域の方にも馴染みがある名称だと思いますので、ぜひ残していただきたいです。クラス名につきましても、子どもが口にしますので、保育を継続してほしいと伝えていますが、保育が変わっていくのであれば、せめて保育所名やクラス名、所歌は変えていただきたくありません。
- (委員長) 例えば、今在籍している子が卒園するまでという条件を付けるということではいけませんか。
- (綿貫委員) 打出・大東の名称は卒所児も馴染みがある名前なので残していただきたいです。もしクラス名を変更するのであれば、下のクラスから変えることを事前に保護者に伝えて、できれば令和7年度以降にしてほしいです。
- (委員長) 確かに、明日からクラス名が変わったら子どもは混乱すると思います。園名等に拘るのではなく、全体的には今までの形態を保持して運営することを条件とするとして、後は三者協議会で話し合っただけのほうがいいと思います。
- 実際に他市でも移管後も公立の名前で運営している事例もあるので、可能だとは思いますが、事業者の意向を重視することは大切だと思います。
- (野村委員) 「資料3-1」の冒頭に「移管前の保育内容等を移管後に継承することを基本に」という文言がありますので、こちらで集約するような形でいいのではないかと思います。
- (委員長) 運営事業者が決まったら保護者のご意向を事業者に伝えますね。
- (事務局伊藤) はい。
- (委員長) その時にお伝えいただきたいと思います。
- (事務局伊藤) どこまで実現するかは事業者の判断になるかと思いますが、三者協議会の場で保護者の方から直接お伝えいただくことも可能だと思います。
- (鈴木委員) 事業者にもこだわりがあると思いますので、今の園の名称を使うところもあると思いますし、自分たちの名称を使うところもあると思います。そこは事業者判断ではないかと思います。
- 「資料4」のその他の提案のところに「移管準備や移管後の取組等」とありますが、外出しして、「移管についての提案」にすれば、様々な提案をされるので

はないかと思えます。

(委員 長) 「資料3-1」の「21 移管前の保育内容の継承等に関する事」について、保育内容の継承だけではなく、運営形態、継承等も入れてはいかがでしょうか。

(矢尾委員) 園の名前、クラス名については、全体的に任せた方がいいという流れですが、新規園ではなく、民間移管なので、打出保育所、大東保育所がもともとあり、そこに愛着を持って育てている子どもと保護者がいます。募集要項にも入らないということは芦屋市が打出・大東保育所に通っている子どもたち、預けている保護者が心の拠りどころにしているところをないがしろに考えているように見えます。

(委員 長) 具体的にどの部分になりますか。

(矢尾委員) 「資料3-3」の5ページです。打出保育所、クラス名が明日からいきなり変わることは理解ができません。大事に思っている部分として条件として入れてほしいです。

(委員 長) それは十分お聞きしました。具体的に募集要項のここに入れてほしいということをおっしゃった方が、今後論議をしやすくなります。

(矢尾委員) 「資料3-1」の「13 施設運営・事業内容に関する事」に打出・大東の名前を残すことということを入れていただくか、以前芦屋市から頂いた案では「22 その他」に入っていたように記憶しています。「21 移管前の保育内容の継承等に関する事」に名称等の条件が入ることは違うのではないかと思います。

(委員 長) 保育内容、保育活動、保育運営の言葉の定義を明確にして表現された方がいいと思います。また、保護者の方からもご意見が出ましたので、再度調整していただきたいと思います。行政におかれては、実現可能な範囲において、本委員会の意見を尊重していただければと思います。

他にご意見はありませんか。特に無いようでしたら、この協議についてはこのあたりで締めさせていただきます。

(2) 芦屋市立伊勢幼稚園敷地における認定こども園設置運営事業者の選定について
上記の議題について、審議を行った。

(委員 長) それではこれもちまして、令和2年度第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

<閉会>